

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

## 第 8 1 1 回

### 宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 平成 3 1 年 4 月 5 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 ( 1 7 名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

---

2 番 保田 稔	3 番 川島 照久	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者 ( 1 名)

1 番 松本 功

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
産業振興課農業振興係長 舩谷 心悟

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請審査について  
議案第 3 号 宿毛市農用地利用集積について  
議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について (諮問)

○議 長 (会長あいさつ)

これより第811回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番小島久司委員、8番寺田巧委員にお願いします。

なお、1番松本功推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員より、議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 それでは説明いたします。今回の申請は2件です。内訳はいずれも売買です。番号1番。場所は2ページに位置図をつけております。大字山田。土居の内川沿いに広がる農地のうちの2筆になります。

譲渡人は、県外に在住で相続により農地を取得しており、その間、農地は地元の方に耕作していただいておりますが、この度農地を処分することとなりました。地元の方へ売買で譲り、地目は畑で取得後は季節野菜を作る予定です。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号2番です。場所は3ページに位置図をつけております。大字二ノ宮、松田川沿いに広がる農地のうち2筆になります。

売買で取得後は水稻を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号1番について山田地区担当の今津委員より説明をお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに1番朗読】

今津委員より発言

○議 長 続きまして、受付番号 2 番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに 2 番朗読】  
山本委員より発言

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」2 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 1 号」の 2 件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。  
受付番号 1 番、所在地橋上町神有、位置図は 5 ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み、橋上地区に入り神有キャンプ場の手前の土地になります。  
転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき周辺に民家も少ないことから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電の設置に伴う農地の転用面積は2,036㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、太陽光発電施設の設置工事費1,900万円、自己資金1,950万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして受付番号2番。所在地同じく橋上町神有、位置図は6ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み神有集会所の手前を左折、瀬戸崎橋を渡り右折した奥の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保でき周辺に民家から離れていることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1,209㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、太陽光発電設置工事費1,900万円、自己資金1,950万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号1番及び2番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに1番朗読】  
濱田委員より発言

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第2号」の2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は7ページになります。今回は9件になります。内訳は、再設定が5件、新規が4件です。今回から利用権の種類のところは新規か再設定か内容について表記をすることとなりましたのであわせてご確認ください。  
番号13番から15番までは、借受人が同一ですのでまとめて説明いたします。いずれも新規設定です。場所は3件、10筆とも大字野地。地区内の農地10筆になります。  
地目は畑で、いずれも直七を作るとの計画が出されています。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして番号16番と17番。こちらにつきましても、借受人が同一ですのでまとめて説明いたします。なお、16番の所在地、小字名は正しくは森ノヒザになります。森が欠落しておりましたので訂正いたします。

いずれも再設定です。場所は2筆とも大字伊与野。神社の横に広がる農地のうちの2筆になります。地目はいずれも田で、引き続き水稻を作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

続きまして18番から20番。こちらにつきましても、借受人が同一ですのでまとめて説明いたします。

はじめに、「ファームなかつの」について概要を説明いたします。

「ファームなかつの」は、平成25年1月31日付けで農事組合法人と

して設立され、中角地域の農業者の方々39名から構成されている法人として人・農地プランにおいては、中角、和田、平野地区等の中心となる経営体として位置付けています。

次に、「ファームなかつの」は農地所有適格法人（旧呼称：農業生産法人）ということになりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしているかの説明をさせていただきます。

農地所有適格法人には4つの要件があります。ひとつは法人の形態要件、もうひとつは事業要件、あと構成員要件、そして役員要件の4つです。

まず、**法人の形態要件**ですが、これは「ファームなかつの」が農事組合法人ですので問題ありません。

次に**事業要件**ですが、これはその法人の主たる事業が農業と関連事業ということになるため、実際は売上高の過半が農業であるかどうかをチェックします。こちらにつきましては、事業年度終了後に必ず事業報告を農業委員会へ報告、提出することとなっております。昨年度の報告書を確認いたしました。こちら問題ないと思われま。

次に**構成員要件**ですが、これは農事組合法人の場合、組員が農業の常時従事者であるかや農地の権利提供者であるか等に該当するかが問題になりますが、こちら問題ないと思われま。

最後に**役員要件**ですが、これは役員の過半が法人の農業に常時従事（原任期間150日以上）するというものですが、こちら問題ありません。

以上のことから、「ファームなかつの」は農業生産法人の4要件を満たしていると考えま。

それでは、今回の利用権の設定内容について説明いたしま。いずれも再設定です。場所は、大字和田、中角、橋上町平野の3地区。主に主要地方道宿毛津島線と松田川沿いに広がる農地などあわせて12筆になります。

地目は田で、引き続き水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号21番です。利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど9ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思いま。

それでは、利用権設定の説明をいたします。

今回申出のありました1件4筆の内訳は、いずれも所在地は山奈町芳奈  
芳奈地区内、芳奈川沿いに広がる農地のうちの3筆、市道と県道が交わる  
三差路付近に広がる農地のうちの1筆のあわせて4筆になります。

なお、貸借の期間は、いずれも平成31年4月10日から平成41年4月9  
日までの10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用す  
る人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェ  
ックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中  
間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には  
該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました21番について農業経営  
基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上になります。

○議 長 続きます。受付番号13番から15番について、野地地区担当の山本  
委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに13から15番朗読】  
山本委員より発言。

○議 長 続きます。受付番号16番及び17番について、伊与野地区担当の寺  
田委員お願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに16番及び17番朗読】  
寺田委員より発言。

○議 長 続きます。受付番号18番から20番について、中角地区担当の山本  
委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに18番から20番朗読】  
山本委員より発言。

○議 長 続きます。受付番号21番について、芳奈地区担当の澤田委員お願い  
いたします。

○澤田委員 【議案書をもとに21番朗読】

澤田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」9件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」9件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課舩谷係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第4号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●舩谷係長 (担当課説明)

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 これより採決をいたします。  
議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課舩谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 長 異議なしとしますので、「議案第4号」2件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課舩谷係長 退室)

- 議長 長 続きまして、事務局より報告事項があります。

- 事務局長 (次回総会の日程について)  
次回総会の日程についてお知らせします。5月8日(火)午後3時から行いますのでよろしくお願いいたします。

- 事務局員 (活動記録簿の提出について)  
続きまして、私の方から2点お知らせいたします。本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございます。本日提出いただきました活動記録簿については、事務局で内容を点検確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

活動記録簿への記入の取り組みが始まり2年目を迎えました。次回の提出は8月2日(金)の総会開催時に点検・確認を予定しております。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

(産業祭への農地・農業者年金相談コーナー開設について)

終わりに、産業祭への農地・農業者年金相談コーナー開設についてのお知らせです。今月29日(月)宿毛市総合運動公園にて「第7回宿毛まるごと産業祭」が開催されます。昨年に引き続き、農業者年金の加入推進の取り組みの一環として農業委員会からも農地・農業者年金の相談コーナーを開設します。時間は午前9時から午後3時までです。

加入状況については、おととしは 3 名、昨年は残念ながら加入に至りませんでした。今年度はスタートしたばかりですが、早速 1 名の方に農業者年金へ新規加入いただきました。これも加入推進部長の田村委員をはじめ委員の皆さまの日頃からの推進活動のおかげであり感謝しております。

開催日当日は連休期間中であり、また、農作業等で多忙のこととは思いますがこれを機会に農業者年金に興味関心のある若手農業者へ声を掛けていただくとともに、ご来場いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日総会終了後、若手委員さんと女性委員におかれましては、加入推進の取組について打ち合わせを行いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日配布しております農業者年金携帯パンフは、農業者年金の魅力・メリットや政策支援を受ける要件などをやさしく紹介した加入推進用のポケットサイズのパンフレットとなっております。各委員におかれましては、加入推進に役立てていただきますようあわせてお願いいたします。

○議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第811回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成31年4月5日

会　長

農業委員

農業委員